

## 令和 6 年度 事業計画

令和 6 年元日、能登半島地震で年が明け、建築の耐震化への取り組みは持続的に取り組まねばならないと肝に銘じました。おりしも改正建築基準法による四号特例の見直しがあり、令和 7 年に改正建築物省エネ法も施行される見通しであるため、建築士一人一人の責任がより一層重くなります。従って建築士の皆様を支援することが、ひいては府民の生命と財産を守ることにつながると確信しています。当協会では例年にも増して実践的で意義のある講習会の実施やタイムリーな情報提供に取り組むことに心掛けます。

その一方、若手人材の不足や会員の高齢化というひっ迫した事態も抱えています。活力ある協会を持続させるためには、マンネリ化した行事や活動の見直しも視野に入れて議論し、委員会活動の活性化に取り組めるよう知恵を絞って、新しいアイデアを積極的に取り入れ、WEBなどを利用した発信力にも力を入れていきます。

まず本年度を目途に（仮称）建築賞を実施し、建築知識の向上と会員増強へとつなげていきます。またDX化の推進、具体的にはホームページのリニューアルや会員向けクラウドサービスの検討を行い、設計図書 15 年間保存義務や設計手法の BIM 化への対応等、一会員では成すことが困難なDX化への支援をすべく模索していきます。

また、協会の活動の基幹となる支部会の活動の支援と、活発に運営している各委員会の更なる活動に取り組むためにも会員増強が急務と捉えております。

既に周知の通り、京都において令和 8 年度の全国大会招致が予定されています。目下のところ、全国大会準備組織が発足していますが、2 年先を見据えた開催に向けて今年度は広く会員の皆様の協力を呼び掛けることとなります。その際は京都会の団結と知恵を結集し是非とも会員の皆様のご協力をお願いいたします。

以上のように多岐にわたって意義のある事業計画を成し遂げるためには、安定した事業収入と原資となる会費収入の安定化が重要と考えています。そのためにも会員増強と委員会活動の活性化を重点的に推し進めます。

### 事業計画

#### (1) 総務・財務に関すること

- 1) 協会の財政安定化へ向けて持続可能な収益事業を模索し、実施の可否を検討する。
- 2) 協会固定費の削減を継続する。
- 3) 建築士事務所登録受付のオンライン申請が開始したことを受け、利用者に周知すると同時に、より効率化と拡充を図れるように京都府との協議を継続する。
- 4) 青年部・女性部合同委員会の活動を助成し、協会の次世代の人材を育成する。
- 5) 会員、賛助会員の増強、滞納会費を早期回収する。
- 6) 単位会組織強化支援事業の採択が得られる事業選択を図る。
- 7) 会員向けクラウドサービスを拡充するなど、DX化に取り組む。

(2) 教育・情報に関すること

- 1) 各種講習会、研修会を実施し、会員の資質の向上及び一般建築士への広報活動を通じて、建築士全体のスキルアップを目指す。
- 2) インスペクション事業を継続させるため、インスペクション委員会の活動を支援し、講習会等を実施する。
- 3) 法令・景観委員会の活動において、行政からの提案の検証のみならず、行政へ提案できるように他団体と連携しながら研究を充実させる。
- 4) 会員、非会員問わず、法定講習を周知する。

(3) 業務・技術に関すること

- 1) すべての建築物の耐震化への啓発と普及を推進し、府民の生活の安全安心に寄与する。
- 2) 京都府下の木造耐震診断士組織化と木造住宅耐震診断プログラムの講習会を開催する。
- 3) 建築物等の木質化・高層化に関する研究と普及に取り組む。

(4) 広報・渉外に関すること

- 1) キャンペーン活動を通じて、協会と建築士の知名度向上を図ると共に、府民が安心して住むことが出来る住宅の情報を提供する。
- 2) 前年度までに施した機関紙「すじかい」や会員名簿のWEB化を会員へ周知し、当協会HPのシステムを更に充実させる。

(5) 指導運営に関すること

- 1) 府民に対する「建築無料相談」の充実を図り、府民生活の向上に寄与する。
- 2) 建築士法第27条の5に基づく苦情の解決業務を円滑に実施する。

(6) 全国大会に関すること

- 1) 全国大会実行委員会を発足し大会運営の基本的な方針を決める。
- 2) 全国大会が京都で実施されることを会員、賛助会員へ周知徹底し、協力を促す。